

新在家南地区まちづくり協定の届出について

- 届出書等の届出先：神戸市都市局まち再生推進課 [郵送による受付可※詳細は裏面]
- 届出書類等：裏面参照

届出が必要な行為

- 1、建築物その他の工作物の新築・増築・改築・用途の変更
- 2、土地の区画形質または用途の変更
- 3、良好な居住環境の維持に有効であると認める木竹の伐採

※建築確認申請を要しない、軽微な増改築等についても届出が必要です！

- 届出は、建築確認申請の前に届出してください！
建築確認申請を要しない場合は、着工の30日前までに届出してください。
- 建築確認申請に、「まちづくり協定に係る地区内における行為の届出に関する適合（不適合）通知書（はがき）」の添付等の必要はありません。
（上記「適合（不適合）通知書（はがき）」の受領前に、建築確認申請を行うことができます。）
- 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の申請には、上記「適合通知書（はがき）」の写しが必要です。

★届出についての注意事項★

- 全ての届出について、届出者または代理人より新在家まちづくり委員会の審査時に物件内容の説明をお願いしています。
- 協定委員会の審査日時は原則として、毎月第2火曜日 19：00 から新在家地域福祉センターで行います。

- 協議会への説明の詳細については
「新在家まちづくり委員会」に直接問い合わせてください。

※連絡先については、届出時に別途お知らせします。

- 新在家まちづくり委員会への説明が遅れると、「適合（不適合）通知書（はがき）」の発行も遅れますので早めにご連絡をお願いします。
- 新在家南地区まちづくり協定では、色彩を規制していますので配慮をお願いします。

届出先と届出書類

届出先	神戸市都市局 まち再生推進課	新在家まちづくり委員会
届出して いただく もの	<ul style="list-style-type: none"> • 行為の届出書（共通様式） • 適合（不適合）通知書（はがき） ※<u>切手を忘れずに!</u> 	
	<ul style="list-style-type: none"> • 行為の概要書 	
	<ul style="list-style-type: none"> • 図面（届出書裏面に記載） 	<ul style="list-style-type: none"> • 立面図
	<ul style="list-style-type: none"> • 現況写真 	<ul style="list-style-type: none"> • 現況写真
	届出部数	1部

※郵送による届出も受け付けています。発送後、1週間程度が経過しても担当者からの電話が無い場合は、確認のため、お手数ですが当課までご連絡ください。

届出先：〒651-0083 神戸市中央区浜辺通2丁目1-30 三宮国際ビル6階

神戸市 都市局 計画部 まち再生推進課

「新在家南地区まちづくり協定」担当

■まちづくり協定の関連書類

<ul style="list-style-type: none"> • パンフレット
<ul style="list-style-type: none"> • 建築物等意匠のまち並みへの配慮に関する細則
<ul style="list-style-type: none"> • まちづくり協定に係る地区内における行為の届出書（共通様式） ※裏面に届出する図面等記載
<ul style="list-style-type: none"> • 完了・中止・廃止届（共通様式） ※必要に応じて届出は、市へ1部のみ
<ul style="list-style-type: none"> • 行為の概要書
<ul style="list-style-type: none"> • 適合（不適合）通知書（はがき）
<p>各種様式は神戸市のホームページからダウンロードできます。</p>
<p>神戸市ホームページ掲載場所</p> <p>https://www.city.kobe.lg.jp/a96653/kurashi/machizukuri/torikumi/conclusion/shinzaike.html</p>